

平成 3 0 年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験

(STC Expert / STC Legal Expert)

試験問題 (法令編)

◆問題文中の法令の略称と正式名称及び関連用語

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
包括許可要領	包括許可取扱要領
10%ルール	貨物については、運用通達1-1(7)(イ)に規定されている。役務については、役務通達2(6)に規定されている。
少額特例	輸出令第4条第1項第四号に規定されている。
告示貨物	輸出令別表第3の3で規定されている経済産業大臣が告示で定めた貨物をいう。
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン
リスト規制	国際的な合意等に基づき、通常兵器や大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1(外為令別表)の1から15の項で規制されている貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。機能・仕様(スペック)に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。

【択一式】

<問題 1> (配点 : 1)

AからDまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。なお、輸出先の用途は全て民生用途である。

- A 本邦にある貿易会社が、輸出令別表第 1 の 1 4 の項 (2) に該当する貨物 (価額 4 万円) を米国にあるメーカーに輸出するときは、少額特例が適用できる。
- B 本邦にある貿易会社が、輸出令別表第 1 の 1 5 の項 (2) に該当する貨物 (価額 9 万円) を中国にあるメーカーに輸出するときは、少額特例が適用できる。
- C 本邦にある貿易会社が、輸出令別表第 1 の 6 の項 (6) 1 に該当する貨物 (価額 9 5 万円) と輸出令別表第 1 の 6 の項 (6) 3 に該当する貨物 (価額 9 0 万円) を米国にあるメーカーに輸出するときは、少額特例が適用できる。
- D 本邦にある貿易会社が、輸出令別表第 1 の 6 の項 (2) に該当する貨物 (価額 9 0 万円) をイラクにあるメーカーに輸出するときは、少額特例が適用できる。

- 1. A× B○ C× D×
- 2. A× B× C× D○
- 3. A× B× C× D×
- 4. A○ B× C× D○
- 5. A○ B× C○ D×

＜問題 2＞（配点：1）

AからDまでのうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、外為令別表の 8 の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の 8 の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category4 Computers の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、外為令別表の 9 の項に関連する暗号技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の 9 の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category 5 - Part 1 Telecommunications の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、輸出令別表第 1 の 6 の項に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第 1 の 6 の項は、MTCR の規制なので、MTCR のサイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- D 本邦の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、輸出令別表第 1 の告示貨物に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第 1 の告示貨物は、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Very Sensitive List の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。

1. A× B○ C○ D○
2. A× B× C○ D○
3. A○ B○ C× D×
4. A○ B× C× D○
5. A○ B× C× D×

<問題3>（配点：1）

AからEまでのうち、許可申請の窓口が安全保障貿易審査課とされているものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 一般包括許可
- B 特別一般包括許可
- C 特定包括許可
- D 特別返品等包括許可
- E 特定子会社包括許可

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題4>（配点：1）

以下の文章は、10%ルールに関する運用通達の規定の一部である。（A）と（B）にあてはまる正しい用語の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

（注1）他の貨物の部分をなしているとは、ある特定の他の貨物の機能の（ A ）を担っており、かつ、当該他の貨物に（ B ）組み込まれ又は混合された状態をいう。この場合であって、出荷に際し、輸送上の理由等により暫時分離するものについては、他の貨物の部分をなしているものと判断される。また、他の貨物が機能するために全く必要のないものや、通常の出荷時とは異なる過剰なスペックのものを取り付ける等、（ B ）組み込まれ又は混合されたものでない場合においては、他の貨物の部分をなしているものと判断されない。

1. （A）には、「主要な要素」が入り、（B）には、「物理的に」が入る。
2. （A）には、「一部」が入り、（B）には、「確実に」が入る。
3. （A）には、「重要な部分」が入り、（B）には、「必要最小限に」が入る。
4. （A）には、「一部」が入り、（B）には、「正当に」が入る。
5. （A）には、「重要な部分」が入り、（B）には、「正当に」が入る。

<問題5>（配点：1）

無償告示に関するAからDまでの説明のうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、3ヶ月前に、台湾にあるメーカーYから、輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械1台を購入したが、故障したため、修理のために台湾のメーカーYに返送する予定である。この場合、無償告示が適用できるので、返送時の輸出許可申請は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、3ヶ月前に、台湾にあるメーカーYに輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械1台について輸出許可を取得して輸出したが、故障したため、修理のために日本に返送してもらった。メーカーXが故障箇所を修理し、台湾のメーカーYに再輸出する場合、無償告示が適用できるので、輸出許可申請は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、3ヶ月前に、台湾にあるメーカーYに輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械1台について輸出許可を取得して輸出したが、故障したため、交換用として同一機種の工作機械を先に台湾に輸出し、後日、故障した工作機械を日本に返送してもらう予定である。メーカーXが交換用の同一機種の工作機械を輸出する場合、無償告示が適用できるので、輸出許可申請は不要である。
- D 本邦にあるメーカーXは、3ヶ月前に、台湾にあるメーカーYに輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械1台について輸出許可を取得して輸出したが、輸出後、直ぐに故障したため、日本に返送してもらった。メーカーXが工作機械の故障箇所を修理し、故障のお詫びとして内部の装置を一部グレードアップして台湾のメーカーYに再輸出する場合、無償告示が適用できるので、輸出許可申請は不要である。

1. A× B○ C× D○
2. A× B× C○ D○
3. A× B○ C× D×
4. A○ B× C× D×
5. A○ B○ C○ D×

<問題6>（配点：1）

AからEまでの貨物を無許可輸出した者に対して、外為法第69条の6第2項第二号が適用されるものは○、適用されないものには×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

<外為法（抜粋）>

第69条の6第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が3,000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

一 （略）

二 第48条第1項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第25条第4項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第48条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

- A 輸出令別表第1の15の項（2）に該当する電波吸収材
- B 輸出令別表第1の4の項（15）に該当するマルエージング鋼
- C 輸出令別表第1の14の項（5）に該当する自給式潜水用具
- D 輸出令別表第1の2の項（15）に該当するロボット
- E 輸出令別表第1の6の項（7）に該当するロボット

- 1. A× B○ C○ D○ E×
- 2. A× B× C○ D× E○
- 3. A× B○ C× D○ E×
- 4. A○ B× C× D× E○
- 5. A○ B○ C○ D○ E×

<問題 7> (配点：1)

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可に係る審査期間等について（お知らせ）」について、AからDまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 申請の受理から許可又は不許可の処分をするまでに要する審査期間は原則として 90 日以内であり、90 日を超える場合には申請者に事前に通知される。
- B 申請の受理から許可又は不許可の処分をするまでに要する審査期間は原則として 90 日以内であり、90 日を超えて何らの通知がなされない場合には、許可されたものとみなされる。
- C 審査期間（90 日以内）には、担当部局が審査のため必要な資料若しくは情報の提供を求めた場合に申請者がその求めに応答するまでの期間は含まれない。
- D 申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていることその他の申請の要件に適合した申請については、その提出先とされている担当部局の事務所に到達次第受理され、審査が開始される。

- 1. A× B○ C○ D×
- 2. A× B× C○ D○
- 3. A○ B× C× D×
- 4. A○ B× C× D○
- 5. A○ B× C○ D○

＜問題 8＞（配点：1）

AからDまでのうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 本邦にある大学の輸出管理担当者は、輸出管理内部規程を新規に経済産業大臣に届け出る予定である。この場合、「輸出管理内部規程の届出等について」で規定されている書類を用意する必要がある。
- B 本邦にある貿易会社は、中国にある研究所向けに輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する炭素繊維を輸出しようとしたところ、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当することが分かった。大量破壊兵器キャッチオール規制の輸出許可申請をする場合、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」で規定されている書類を用意する必要がある。
- C 本邦にあるメーカーは、輸出令別表第 3 の 3 の規定を確認したところ、「経済産業大臣が告示で定めるもの」と規定されていた。この「経済産業大臣が告示で定めるもの」とは、「輸出貿易管理令別表第 3 の 3 の規定により経済産業大臣が定める貨物」のことである。
- D 本邦にあるメーカーは、イラクにあるメーカーに輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する工作機械の輸出を検討している。輸出許可申請に先立ち経済産業省に相談をする場合は、「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」で規定されている書類を用意する必要がある。

1. A× B○ C○ D×
2. A× B× C× D○
3. A○ B× C○ D×
4. A○ B× C× D○
5. A○ B× C○ D○

<問題 9> (配点：1)

AからDまでのうち、以下の条件で、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができるものには○、適用できないものには×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

- ①仕向地は、中国にある住宅メーカーで用途は、建築用途である。
- ②AからDまでの各々の貨物の価額は、150万円である。
- ③AからDまでの輸出は、全て「返送に係る輸出」ではない。

- A 輸出令別表第1の1の項（1）に該当する産業用銃を輸出する場合
- B 輸出令別表第1の2の項（12）に該当する工作機械を輸出する場合
- C 輸出令別表第1の15の項（2）に該当する電波吸収材を輸出する場合
- D 輸出令別表第1の9の項（1）に該当する無線通信装置で、かつ、告示貨物にも該当する貨物を輸出する場合

- 1. A× B○ C× D×
- 2. A× B× C× D○
- 3. A× B× C× D×
- 4. A○ B× C× D○
- 5. A○ B× C○ D×

<問題 10> (配点：1)

次のAからEまでのうち、特別返品等包括輸出・役務取引許可を適用できる仕向地はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A アルゼンチン
- B トルコ
- C スペイン
- D ポーランド
- E ノルウェー

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題 11> (配点：1)

ドイツに滞在する本邦人との取引について、AからDまでのうち、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A ドイツに所在する本邦法人の現地法人への赴任後、ドイツでの滞在が2年未満であれば「居住者」扱いとなるが、2年に達した時点から「非居住者」となる。
- B ドイツの現地法人に3年間勤務する目的で赴任した者に随行して同国で同居する、その子供（学生）は、外国にある事務所に勤務する者ではないので「居住者」として取り扱う。
- C ドイツに所在する本邦法人の現地法人に勤務する目的で出国した者は、勤務期間が1年の予定であっても「非居住者」として取り扱う。
- D ドイツの大学に1年間の留学の目的で出国して同国に滞在する者は「居住者」として扱われるので、この「居住者」への技術資料の送付に許可が必要となることはない。

- 1. A○ B○ C○ D×
- 2. A○ B× C× D○
- 3. A× B× C○ D○
- 4. A× B× C○ D×
- 5. A× B× C× D×

<問題 1 2> (配点 : 1)

AからCまでのうち、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の正しい組合せを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(前提条件)

- ① X 社及び Y 社は、本邦にある企業である。
- ② プログラムを使用する貨物は、使用技術告示第三号で定めるものではない。
- ③ プログラムは、リスト規制に該当するが、使用技術告示第二号又は第四号で定めるものではなく、ソースコードも提供されない。

- A X 社は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、英国の顧客に使用のプログラムを提供した。提供から 7 年後、当該プログラムにバグが生じたが X 社は、当該許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったプログラムであれば、貿易外省令第 9 条第 2 項第十四号ニにより同じ顧客に提供することができる。
- B X 社は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する貨物をタイの顧客に輸出する際、同時に、当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムを貿易外省令第 9 条第 2 項第十四号ハを適用して同顧客に提供した。提供後、当該プログラムにバグがあっても、X 社は、当該許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったプログラムであれば、貿易外省令第 9 条第 2 項第十四号ニにより同じ顧客に提供することができる。
- C X 社は、自社で取得した特定包括役務取引許可を適用して、Y 社から購入した Y 社製の使用のプログラムをブラジルの子会社に提供したが、1 ヶ月後、当該プログラムにバグが見つかった。Y 社は特別一般包括役務取引許可も特定包括役務取引許可も取得していないが、当初の許可の範囲を超えない機能修正を行ったプログラムであれば、貿易外省令第 9 条第 2 項第十四号ニにより、Y 社から直接、X 社のブラジル子会社に提供することができる。

- 1. A○ B○ C○
- 2. A○ B○ C×
- 3. A○ B× C○
- 4. A× B○ C○
- 5. A× B× C○

(参考条文)

※貿易外省令第9条第2項第十四号ハ

輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形式でもソースコードが提供されないものを提供する取引

※貿易外省令第9条第2項第十四号二

役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の(一)又は(二)に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引

- (一) 許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのもの
- (二) 本邦から輸出された貨物を本邦において修理した後再輸出される貨物と同時に提供されるプログラムであって、役務取引許可を受けて提供したものと同一のもの

＜問題 13＞（配点：1）

役務通達の別紙 1－2 いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈について、AからDまでのうち、下線部分が正しいものには○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービス（ストレージサービス）においては、当該サービス利用者が意図するとしないとにかかわらず、国外に設置されたサーバーに情報が保管される可能性がある。他方で、ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらないため、外国に設置されたサーバーに特定技術が保管される場合であっても、原則として外為法第 25 条第 1 項に規定する役務取引に該当せず、同条に基づく許可を要しない。
- B ただし、実質的にはサービス利用者からサービス提供者等に特定技術を提供することを目的とする取引であると認められる場合は、外為法第 25 条第 1 項に定める役務取引に該当する。
- C 契約を開始した後に、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用していることが判明したにもかかわらず、契約関係を継続する場合には、当該事実が判明してから、保管した特定技術の削除に必要な時間を経過した時点をもって、当該特定技術の提供を目的とする取引が開始するものとみなす。
- D サーバー上に存在するプログラム（アプリケーションソフトウェア等）を、インターネットを介して、他者がダウンロードすることなく利用できる状態にするサービス（SaaS 等）を提供することは、プログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置くことを目的とする取引であり、提供を目的とする取引にあたるため、当該プログラムが特定技術であれば、外為法第 25 条第 1 項に定める役務取引に該当する。

1. A× B○ C× D○
2. A× B○ C○ D×
3. A○ B× C○ D○
4. A○ B× C× D○
5. A○ B○ C○ D○

<問題 14> (配点：1)

本邦にある貿易会社Xが、AからDまでの輸出契約を締結した場合、キャッチオール規制に関する輸出許可申請が必要な場合はどれか。AからDまでのうち、必要なものには○、必要でないものには×とした場合、正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 合金10トン（輸出令別表第1の16の項に該当）を中国にあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社において、当該合金は発電用の加圧水型軽水炉に用いられることが明らかにされている。
- B 合金10トン（輸出令別表第1の16の項に該当）をパキスタンにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から、当該合金を用いて、医療用に使用する重水の製造に用いると連絡を受けた。
- C 合金10トン（輸出令別表第1の16の項に該当）をタイにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社からは航続距離が10キロメートルの農業用の無人航空機を独自開発し、それに用いると連絡を受けた。
- D 合金10トン（輸出令別表第1の16の項に該当）をレバノンにあるY社に提供する契約を結んだ。Y社から、当該合金を用いて、農薬用の缶を製造すると電子メールで連絡を受けた。

- 1. A× B× C○ D×
- 2. A× B○ C× D×
- 3. A× B× C× D○
- 4. A○ B○ C× D×
- 5. A○ B× C○ D○

<問題 15> (配点：1)

運用通達に関して、AからDまでのうち、正しいものには○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出の時点は、原則、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために通関申告した時と規定されている。
- B 輸出令第4条第1項に規定している「総価額」の換算については、輸出通関日の属する期間の換算率によると規定されている。
- C 輸出令第4条第1項に規定している「総価額」について、価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物の場合は、税関の鑑定価格と規定されている。
- D 輸出の許可及び輸出の承認の有効期間は、輸出令第8条第1項の規定によりその許可又は承認の日から6箇月とされているが、その期間の起算は、許可又は承認した日の翌日から行うと規定されている。

- 1. A× B× C○ D○
- 2. A× B× C× D×
- 3. A× B× C× D○
- 4. A○ B○ C× D×
- 5. A○ B× C○ D○

<問題 16> (配点：1)

遵守基準省令に関するAからDまでの記述において、正しいものには○、誤っているものには×とした場合、正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、本邦にある貿易会社Xは、定期的にリスト規制に該当する製品を輸出しており、遵守基準省令に基づき、「統括責任者」、「該非確認責任者」を選任している。

- A 貿易会社Xは、「輸出する貨物の用途を確認する手続を定め、当該手続に従って用途を確認する」法的義務がある。
- B 貿易会社Xは、「統括責任者」及び「輸出等業務従事者」に対して、「輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行う」法的義務がある。
- C 貿易会社Xは、「輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続を定め、当該手続に従って監査を定期的に実施する」法的義務がある。
- D 貿易会社Xは「関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずる」法的義務がある。

- 1. A× B× C○ D×
- 2. A× B○ C× D×
- 3. A× B× C× D○
- 4. A○ B× C× D×
- 5. A○ B× C× D○

＜問題 17＞（配点：1）

東京にある貿易会社Xは、香港にある企業Yから輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を購入し、外国ユーザーリストに掲載されている中国にある企業Zに販売する予定である。企業Zの用途が「大陸間弾道ミサイル」の開発の場合、貿易会社Xの仲介貿易取引許可の取得要否に関する以下の記述において、正しいものは○、誤っているものは×とした場合、正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、当該貨物は、Dの場合を除き、香港にある企業Yから中国にある企業Zへ直接輸出される。

- A この場合、香港にある企業Yと中国にある企業Zとの取引であり、同一国間の取引となる。したがって貿易会社Xは仲介貿易取引許可を取得する必要はない。
- B この場合、当該貨物は輸出令別表第1の16の項に該当する貨物であり、2の項から15の項に該当する貨物を規制する仲介貿易取引規制の対象ではなく、貿易会社Xは仲介貿易取引許可を取得する必要はない。
- C 中国にある企業Zは外国ユーザーリストに掲載されていることから、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当する。このことのみをもって、貿易会社Xは仲介貿易取引許可を取得する必要がある。
- D 当該貨物が企業Yの韓国にある倉庫から中国にある企業Zへ直接輸出される場合は、貿易会社Xは仲介貿易取引許可を取得する必要はない。
- E この取引を貿易会社Xのタイにある支店、またはシンガポールにある現地法人が行った場合、いずれも非居住者の行う取引であり、居住者の行う取引を規制する仲介貿易取引規制の対象ではなく、貿易会社Xは仲介貿易許可を取得する必要はない。

- 1. A○ B○ C× D○ E×
- 2. A○ B× C× D× E○
- 3. A× B○ C× D○ E○
- 4. A× B× C× D○ E×
- 5. A× B× C○ D× E×

＜問題 18＞（配点：1）

以下の表は、輸出令別表第1の抜粋である。AからDまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

（参考条文）輸出令別表第1

2の項	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (15) ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置 1 防爆構造のもの 2 放射線による影響を防止するように設計したもの
6の項	次に掲げる貨物（2の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (7) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置 1 防爆構造のもの 2 放射線による影響を防止するように設計したもの 3 高い高度で使用する事ができるように設計したもの
12の項	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (5) 水中用のロボット（2及び6の項の中欄に掲げるものを除く。）
14の項	(7) ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの（2、6及び12の項の中欄に掲げるものを除く。）

- A 輸出令別表第1の2の項（15）1に該当するロボットは、輸出令別表第1の6の項（7）2にも該当する。
- B 輸出令別表第1の14の項（7）に該当するロボットは、輸出令別表第1の6の項（7）に該当しない。
- C 輸出令別表第1の12の項（5）に該当する水中用ロボットの専用部分品として開発されたサーボモータ単体は、輸出令別表第1の12の項（5）に該当する。
- D 上記表中の「経済産業省令」とは、「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（貨物等省令）のことである。

1. A× B○ C○ D○
2. A× B× C○ D×
3. A× B○ C× D○
4. A○ B○ C× D○
5. A○ B× C× D×

<問題 19> (配点：1)

デミニミス・ルール(de minimis rule)及び直接製品(direct product)のルールに関するAからEまでの記述について、誤っているものの組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、ここでの米国原産品目は、600番台の品目でもデミニミス・ルール適用対象外とされている特別な品目でもなく、一般的な品目であることを前提とする。

- A Entity List 掲載者への提供の場合、デミニミス・ルールを適用できない。
- B 日本においてEAR 99である米国原産技術に基づき直接製造した製品を日本からテロ支援国であるシリア向けに提供する場合は、商務省BISの許可が必要になる。
- C 米国原産技術を組込・融合した日本原産技術についてデミニミス・ルールを適用するためには、商務省BISにOne-time reportを提出する必要があるが、米国原産ソフトウェアを組み込んだ日本原産ソフトウェアについてデミニミス・ルールを適用するために、商務省BISにOne-time reportを提出する必要はない。
- D 日本において米国原産貨物を組み込んだ日本原産貨物を日本からテロ支援国であるスーダン向けに提供する場合、デミニミス・ルール適用のための計算の分子には、組み込まれているEAR 99の米国原産貨物の購入価格も含める必要がある。
- E 日本において米国原産技術に基づき直接製造した製品を日本から英国に提供する場合は、直接製品としてEAR規制対象になることはない。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 20> (配点：1)

米国輸出管理規則(EAR)で規定されている「エンドユース・エンドユーザ規制」(いわゆるキャッチオール規制)に関する記述として、AからEまでのうち、誤っているものの組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 当社はEAR 99品目をシンガポールの顧客に再輸出すべく手配を進める過程で、当該品目が生物兵器搬送用の無人航空機の設計に使用される事が明らかになってきた。しかし、当該無人航空機の到達可能距離は200kmにも満たない事も判明したため、ロケットシステム・無人航空機に関わる「エンドユース規制」の対象とはならないと判断し、米政府に許可申請することなく再輸出する方針である。
- B 化学兵器製造用途の可能性のある事を認識しつつ、EAR 99品目を日本から英国に再輸出する事となるが、英国はホワイト国である為、EARの「エンドユース規制」にはあたらないと考え、米政府に許可申請する必要はないと考えている。
- C EAR 99品目を、軍用ヘリコプターの製造用途と知りつつ、日本からパキスタン向けに再輸出する場合、「エンドユース規制」が適用されず、米政府に許可申請する必要はないと考えている。
- D タイに在る弊社子会社が同じタイの顧客にEAR 99品目を販売しようとしているが、同顧客がDenied Personsに該当することが判明した。但し、タイ国内の取引である事から、Denial Orderで禁止される行為にあたらないと判断し、取引を進めても問題ないものとした。
- E 当部で扱う品目は、これまで許可例外ENCを適用して香港の民間顧客に輸出してきた。今般、新規に注文を受けた中に、UVL(Unverified List)に掲載されている香港の民間企業がある事が判明した。この顧客はUVL掲載企業である為、許可例外ENCが適用できない事から、輸出の際には米政府の個別許可を取得した上で輸出することとした。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

【選択式】

＜問題 2 1＞（配点：2）

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に関連する以下の説明のうち、後記 1 から 5 までの中から正しいものを全て選びなさい。なお、輸出者は本邦にある企業である。

1. ドイツの商社より、輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する工作機械の注文を受け、輸出する予定である。同工作機械は同国内のメーカーで調整を行った後、同商社によりイラクに再輸出されることが判明している。この場合、ドイツは輸出令別表第 3 に掲げる地域なので、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる。
2. 韓国のメーカーより、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当するコンデンサの注文を受け、輸出する予定である。同コンデンサは、韓国のメーカーの工場で旅客鉄道車両専用の制御機器に正当に組み込まれ、完成品として、中国の地下鉄に輸出されることが判明している。なお、同制御機器自体はリスト規制非該当である。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、韓国のメーカーに当該コンデンサを輸出することができる。
3. 米国のメーカーより、輸出令別表第 1 の 7 の項に該当するマイクロ波集積回路の注文を受け、輸出する予定である。同メーカーは同集積回路を使用して、米軍向けの輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する軍用通信機を製造することが判明している。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用するためには、事前に経済産業大臣に届け出る必要がある。
4. 中国のメーカーより、輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する工作機械の注文を受け、輸出する予定である。同工作機械は輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する狩猟用ライフル銃の製造に用いられることが判明している。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効する。
5. イタリアのメーカーより、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当するスポーツ用散弾銃の専用部分品の注文があり、輸出する予定である。この場合、その他の軍事用途には当たらないので、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる。

<問題 22> (配点：2)

日本国内に所在するX社（居住者）は、日米両国政府およびアメリカ企業Y社（非居住者）と輸出令別表第1の1の項に該当する製品αの共同開発に向けた検討を進めている。後記1から5までの中から正しいものを全て選びなさい。

1. Y社から共同開発に向けた提案として、外為令別表の1の項に該当する技術情報をX社が受領する。この場合、X社は役務取引許可が必要である。
2. Y社に対して共同開発に向けた提案として、外為令別表の1の項に該当する技術情報を送付する。この場合、X社は役務取引許可が必要である。
3. 日米共同開発案件として、日本政府およびX社は、米国政府およびY社とワシントンで協議する。日本側を代表して防衛大臣が外為令別表の1の項に該当する技術情報を米国政府およびY社に提供する。この場合、防衛大臣は役務取引許可が必要である。
4. 日米共同開発案件として、日本政府およびX社は、米国政府およびY社とワシントンで協議する。日本側を代表して経済産業大臣が外為令別表の1の項に該当する技術情報を米国政府およびY社に提供する。この場合、経済産業大臣は役務取引許可が必要である。
5. 日米共同開発案件として、日本政府およびX社は、米国政府およびY社とワシントンで協議する。日本側を代表して内閣総理大臣が外為令別表の1の項に該当する技術情報を米国政府およびY社に提供する。この場合、内閣総理大臣は役務取引許可が必要である。

<問題 23> (配点：2)

大量破壊兵器キャッチオール規制についての以下の記述のうち、後記 1 から 5 までの中から正しいものを全て選びなさい。

1. 輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物は、輸出令別表第 1 の 1 から 15 の項に該当することはない。
2. 輸出令別表第 3 に掲げる地域（ホワイト国）を経由して、非ホワイト国を最終仕向地とした輸出の場合、キャッチオール規制の規制対象となる。
3. キャッチオール規制において、ストック販売の場合で需要者が未確定の場合は、需要者に係る確認ができないので、需要者要件のチェックは、原則、不要である。
4. キャッチオール規制において、ストック販売の場合、用途要件の確認は一切不要である。
5. 経済産業省からインフォーム要件に該当するとして通知を受けた場合、当該輸出は大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられるおそれがあるため、輸出が許可されることはない。

<問題 24> (配点：2)

核兵器等開発等省令第一号で、輸出者は、「当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨」を誰から「連絡を受けた」場合に輸出許可申請が必要となるか、後記 1 から 5 までの中から、該当する者を全て選びなさい。

1. 輸入者
2. 需要者
3. 需要者の代理人
4. 輸出者のライバル企業
5. 輸入者の代理人

<問題 25> (配点：2)

米国輸出管理規則(EAR)の許可例外に関する記述として、後記1から5までのの中から、誤っている説明を全て選びなさい。

1. 規制品目リスト(CCL)に許可例外 CIV が適用可と規定されているソフトウェアをベトナム(D:1 国群)向けに再輸出する予定である。ベトナムはD:1 国群なので、許可例外 CIV を適用して再輸出できると判断した。
2. 工作機械の国際展示会がタイ(B 国群)で1 週間開催される予定である。EAR の規制対象である工作機械(2B001)を自社ブースで展示するためにタイ向けに再輸出する場合には、許可例外 TMP が適用できると判断した。
3. 規制品目リスト(CCL)に許可例外 TSR が適用可と規定されている米国原産のソフトウェアの香港(B 国群)向けの再輸出において許可例外 TSR で取得が義務づけられている確約書を荷受人から取得したので、許可例外 TSR を適用して再輸出し、更に香港政府の輸入許可証の写しも入手した。
4. 地域安定(RS)規制の理由で規制されている貨物を台湾(A:6 国群、B 国群、D:3 国群)向けに再輸出する予定である。許可例外 STA の「許可例外 STA 適用上の制限」及び「600 番台品目への許可例外 STA 適用における制限事項」で規定されている制限に該当しないことを確認できたため、当該貨物の ECCN 及び許可例外 STA を適用した再輸出であることを書面で荷受人に通知すると共に、許可例外 STA で規定されている事前承諾書を荷受人から取得したので、許可例外 STA が適用できると判断した。
5. 許可例外 LVS は、B 国群向けの少額貨物の輸出・再輸出に適用可能な許可例外であり、適用の可否及び限度額が規制品目毎に規定されており、同一の ECCN の貨物を同一の荷受人に対して輸出・再輸出する場合には年間輸出額が限度額の12 倍を超えてはならないと規定されている。